

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領

(目的)

第1 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者であって、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第3-2の1の(3)の②で規定された知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して登録する者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）による豚熱ワクチン接種の実施に当たり、豚熱ワクチンを厳格に管理し、適時適切に接種する観点から、農場においてワクチンの保管及び管理、ワクチンの接種、接種実績の記録・報告等を適切に実施することが可能な体制を確保するためのものである。このため、登録飼養衛生管理者の登録に必要な研修に関する基本的な方針を定め、農場におけるワクチン接種の実施体制の整備を図るものとする。

(研修対象者)

第2 研修の対象者は飼養衛生管理者であって、知事認定獣医師の管理の下、豚熱ワクチン接種を実施する必要がある者（以下「研修生」という。）とする。

(研修に関する基本方針)

第3

(1) 研修の実施

研修生が豚熱ワクチン接種を適切に実施するために、必要な知識及び技術の習得並びに向上を図ることが重要である。このため県は、研修生によるワクチン接種を実施するに当たり、研修生が必ず事前に研修会に参加することができるよう本研修会を開催する。

(2) 研修の方法

原則として、研修会を実地開催する。

(3) 研修内容

研修の内容については、少なくとも次の事項を含めるものとする。

① 知識（基礎）

ア 家畜の飼養衛生管理

(ア) 海外及び国内における豚熱の発生の状況・動向

(イ) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容

(ウ) 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容

イ 豚熱ワクチンの基礎知識

(ア) 豚熱ワクチンの正しい使用法、ワクチンの性能、ワクチンによる免疫付与関係及びワクチン接種の関係法令

② 知識（制度）

ウ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種に係る制度

- （ア）豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びその留意事項の内容（研修生が豚熱ワクチン接種を実施する上での要件等）
- （イ）作業手順書の作成等，接種に向けた体制整備に必要な事務手続
- （ウ）豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等，接種開始後，接種に当たり実施すべき事務的な事項
- （エ）豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点（適切な保管，使用したワクチンの容器の返却等）

③ 接種技術

エ 豚熱ワクチン接種の方法

- （ア）豚熱ワクチンの接種時の具体的手技及び注意点
- （イ）豚熱ワクチンの接種事故の未然防止及び発生時の対処方法

④ その他

その他必要と認める事項

（研修の修了及び登録）

第4

（1）修了証の交付

研修生が研修課程を修了したことを確認した場合には，修了証を交付する。

（2）修了証の交付に係る留意点

登録飼養衛生管理者への登録に当たっては，本県による修了証の交付が必要である。ただし，他都道府県で既に研修を修了し，修了証の交付を受けており，一部の研修事項について十分習熟していると認める者等に対しては，県の判断により一部の研修事項の受講を免除することができるものとする。

（フォローアップ研修）

第5

（1）フォローアップ研修回数

原則として，毎年1回以上研修を実施し，登録飼養衛生管理者が必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るものとする。

（2）フォローアップ研修の方法

原則として，研修会を实地開催するものとする。ただし，フォローアップ研修を実施するに当たり，登録飼養衛生管理者の研修内容に対する習熟度等を勘案し，オンライン開催や資料等の提供による研修によって，必要な知識及び技術の習得，維持並びに向上を図ることが可能であると判断する場合においては，この限りではな

い。

(3) フォローアップ研修内容

研修の内容については、第3(3)に準じるものとする。ただし、一部の研修事項について、登録飼養衛生管理者が十分に理解及び習熟していることを確認した場合には、当該事項について受講を免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

「修了証」

修 了 証	
〇〇 〇〇	(年 月 日生)
上記の者を豚熱ワクチンの適時適切な接種及び 厳格な管理に関する研修会の修了者と認める。	
修了番号：第	号
修了日：令和	年 月 日
農場名：	
	宮城県知事 〇〇 〇〇

縦53.98mm、横85.60mm